

別府史談会会則

第一条 この会は別府史談会という。

第二条 この会は、別府地方における歴史を研究し、郷土を知り愛郷心を養うとともに、郷土の発展に寄与することを目的とする。

2 この会の事務局は会長宅におく。

第三条 この会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- ・講演会 研究会 発表会 史跡探訪会
- ・会誌の発行（年に一回）

第四条 この会は、毎年一回総会を開くものとする。

第五条 この会は、左の会員をもって組織する。

- ・会員（年額二五〇〇円の会費を負担する）
- ・顧問
- ・賛助会員（年額一口五〇〇〇円の賛助会費を負担する）

第六条 この会に左の役員を置く。

- ・会長 一名

・副会長 三名（以内）

・理事 若干名

・監事 二名

・事務局長 事務局員（会計を含む） 若干名

役員の任期は三年とし、再任をさまたげない。

会長は、役員会において選任する。その他の役員は、総会で選任する。

第七条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

役員は、会の運営について協議し、運営の方針や計画を決定する。

事務局は、会の会計執行と、役員会の決定にもとづき、運営にあたる。

第八条 役員会は、名誉会長及び顧問を推薦することができ

る。

第九条 この会の経費は、会費及び篤志家の寄付をもってあてる。

2 会費及び寄付金は理由の如何を問わず返却しない。

第十条 この会則は、総会の議決により改正することができる。